**契約書**

株式会社東京証券取引所（以下「証券取引所」という。）に新規上場申請を行っている投資口の発行者である （以下「甲」という。）及び証券取引所の取引参加者以外の金融商品取引業者又は外国証券業者である （以下「乙」という。）は、甲の新規上場申請日から新規上場日の前日までの期間における甲の投資口の公募又は売出し（以下「上場前の公募等」という。）について元引受契約又は募集若しくは売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結するにあたり、証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則第1214条の規定に基づき、証券取引所が必要と定める事項について下記のとおり契約する。

記

(需要状況の調査、上場前の公募等に係る配分)

第1条 乙は、甲投資口のブックビルディングに関し、実態を反映しない需要を排除する方法によることに同意するものとする。

２ 乙は、乙の所存する国の主務官庁等又は乙の定める配分の方法及び配分に関する制限等に関する規定等に基づき、甲投資口の配分を行うものとする。

（上場前の公募等の価格）

第2条 乙は、その引き受けた又は売り捌く甲投資口の上場前の公募等の価格について、有価証券上場規程施行規則第1211条の規定に基づき甲及びその上場前の公募等に関し元引受契約を締結する金融商品取引業者である証券取引所の取引参加者（以下「元引受取引参加者」という。）が決定する価格と同一の価格とする。

（「公募又は売出実施通知書」に関する報告義務）

第3条 乙は、元引受取引参加者が証券取引所に提出することとされている「公募又は売出実施通知書」において必要又は参考となるべき事項を甲及び「公募又は売出実施通知書」を証券取引所に提出することとなる元引受取引参加者に報告するものとする。

（証券取引所への書面の提出）

第4条 乙は、甲がこの契約書の写しを証券取引所に提出することに同意するものとする。

以上

 年 月 日

|  |  |
| --- | --- |
| 甲 | （名称）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
|  | （代表者の役職氏名）　　　　　　　　　　　　　印 |
|  |
| 乙 | （名称） |
| 署名（Signature：）氏名（Name:）役職（Title:） |